

豊丘村制施行60周年記念ロゴマークの使用に関する規定

（目的）

第1条 この規定は、豊丘村の村制施行60周年を祝することを目的とし、60周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（権限）

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は豊丘村に属する。

（使用の届出）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、「豊丘村制施行60周年記念ロゴマーク使用届出書(様式第1号)」を村長に提出するものとする。ただし、村が実施する事業等で届出の手続きを必要としないと村長が認めた場合には、この限りでない。

（使用の制限）

第4条 ロゴマークの使用期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、使用に当たっては次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 豊丘村の信用又は品位を害するものと認められるもの
- (2) 消費者の利益を害すると認められるもの
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に関するものと認められるもの
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴマークの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出を行った使用項目のみに使用すること
- (2) ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、村長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 この規定に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この規定は、平成27年4月1日から施行する。